

市民相談(8月分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。中止の場合は、市ホームページでお知らせします。

祝日、休日の受付・相談はありません。  
秘密厳守・無料  
同一内容の相談は原則1回  
場 市役所1階市民相談室101・102  
問 魅力創造発信課  
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など  
▼弁護士※(1人30分・先着14人)  
毎週木曜日13:00~16:30  
▼司法書士※(1人30分・先着8人)  
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記  
▼司法書士※(1人30分・先着4人)  
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など  
▼税理士※(1人30分・先着6人)  
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など  
▼行政書士※(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など  
▼宅地建物取引士※(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

※上記いずれも相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など  
▼行政相談委員(前日までに)  
第4火曜日10:00~12:00

性的マイノリティ(少数者)と人権(全5回)



性善寺住職 柴谷宗叔

1回目 「LGBTとは」

性的マイノリティを指すのに、よくLGBTと表現されます。Lとはレズビアン(女性同性愛者)、Gとはゲイ(男性同性愛者)、Bとはバイセクシユアル(両性愛者)、Tとはトランスジェンダー(トランスセクシユアル、性同一性障害。自身の身体的性と心の性が一致しない人)を指す言葉の頭文字をつなげたものです。

よく一口に一括して呼ばれますが、実はLGBTとTは違うのです。LGBTは、性的指向、つまり好きになる相手や性交の対象となる相手が異性でない人たちです。同性だったり、どちらも愛せたりという方たちです。

一方、Tは生まれた時の生物学的性と性自認(心の性)が異なる人を指します。Tの中にも、異性が好きな人も同性が好きな人もいます。性別適合手術を受け外見を心の性に合わせることを望む人もいれば、そうでない方もいます。

す。Tの中でもいろんな段階があるのです。ややこしいですね。

さらに、Q(クエスチョニング。セクシユアリティのアイデンティティについて未確定の人。Xジェンダーともいう)、I(インターセックス、半陰陽。生まれながらに染色体異常などで男でも女でもない性別の人)、A(アセクシユアル。無性愛)などもあり、LGBTでは言い尽くせないとしてLGBTQ、LGBTQ+などと表示するのです。

性の定義は、生物学的性、性自認、社会的性、性的指向の四種類があります。それぞれ男女に分ければ、2の4乗で16通りになる。すべてが一致する人がいわゆるノーマルと言われる多数派の人たちです。どこかが異なればマイノリティになるのです。

さらに性自認のない中性的なものを加えると3の4乗81通りとなり、もっと多様な性が存在することとなります。それらをすべて含んだ多様性を認めようというのが性的マイノリティ運動の目的とされているのです。

境界がなくグラデーション的なことから、虹にたとえてレインボーと称されることもあります。

問 人権室  
TEL 06-6992-1512

世界の平和を願い 黙とうをささげましょう

広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分と、長崎に原爆が投下された9日午前11時2分に原爆死没者に対し、そして、8月15日終戦記念日の正午には戦没者に対し、冥福と世界の恒久平和を願って、1分間の黙とうをささげましょう。

問 人権室  
TEL 06-6992-1512

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

相談内容 いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題(相談無料・秘密厳守)

0120・007・110(子どもの人権110番)  
実施期間 8月27日(金)~9月2日(木)

受付時間 午前8時30分~午後7時  
ただし、8月28日(土)・29日(日)は午前10時~午後5時

なお、電話相談以外にも、通年インターネットでパソコンや携帯電話からも相談を受け付けています。



インターネット人権相談窓口

8月は「こども110番月間」

地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。

- ① こどものみなさんは、次の5つの約束を守りましょう。
- ② 1人で遊びません
- ③ 知らない人について行きません
- ④ つれて行かれそうになったら大声を出して助けをもとめ、「こども110番の家」へにげこみます
- ⑤ だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
- ⑥ お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人のの人に知らせます
- ⑦ 保護者や地域の皆さんも、地域や家庭で心がけ、子どもたちに伝えましょう。

問 コミュニティ推進課  
TEL 06-6992-1520

こども110番



福祉の総合相談

① 平日午前9時~午後5時30分  
② 平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く)  
③ 平日(表のとおり)

- 場 ① 市役所7階守口市社会福祉協議会 (藤田町4-20-1)
- ③ 各コミュニティセンター
- 備 当日直接
- 問 守口市社会福祉協議会  
TEL 06-6992-2715

毎月	場所	8月
第2火曜日	北部	10日
第3火曜日	錦	17日
第4火曜日	八雲東	24日
第2木曜日	南部エリア	12日
第3木曜日	東部エリア	19日
毎月	場所	9月
第1木曜日	庭窪	2日

時 すべて10:00~12:00

消費生活センターだより

「保険が使える」と勧誘する住宅修理の保険申請サポート契約トラブル

【事例】

「数年前の台風被害で保険の申請漏れがないか調査している」と電話があった。保険会社の調査と思いつき訪問を承諾。調査後、業者から「瓦にひびがあり、保険金が出るので、保険申請のサポートをする。」と言われ、書類にサインをした。

3週間後、業者から保険申請用として40万円の見積書が届いた。あまりにも高額で不審に思い、改めて書類を確認すると、保険会社とは無関係の業者で、「保険金が出たら保険金の35%を業者に支払う」という保険申請サポート契約だった。すぐに解約を申し出たが、高額な解約料を請求された。

【解説】

「保険金が出る」「保険で住宅修理ができる」「保険申請のサポートをする」と言われて勧誘する保険申請サポート契約の相談が多く寄せられています。

自然災害による住宅の損害は、火災保険などの補償対象になる場合がありますが、保険金が支払われるかは、保険契約の内容と保険会社の調査によります。また、保険金請求の手続きに特別な知識は不要で、消費者自身で申請することが基本です。まずは、加入している保険会社に直接相談しましょう。

住宅の老朽化による経年劣化は補償の対象外です。経年劣化を自然災害による損害と事実と異なる理由で保険金請求することは不正請求になります。業者の「保険を使って修理ができる」という言葉をうのみにせず、保険金請求は消費者自身で事実に基づいて行いましょう。

消費生活センター相談専用電話  
TEL 06-6998-3600  
時 午前9時~午後4時30分(平日のみ)  
消費者ホットライン(土・日、祝日)  
TEL 局番なし188  
時 午前10時~午後4時